

長野県地方税滞納整理機構財政調整基金の繰替運用に関する規則

令和7年8月12日

長野県地方税滞納整理機構規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県地方税滞納整理機構財政調整基金条例（平成24年2月10日条例第1号）第6条の定めるところにより、その基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用（以下「繰替運用」という。）するため、繰戻しの方法、期間及び利率等必要な事項を定めるものとする。

(繰替運用の決定)

第2条 会計管理者は繰替運用の必要があると認めたときは、基金の繰替運用時期や期間、繰替額等を判断し、基金繰替運用決議書（様式第1号）により広域連合長の決裁を受けなければならない。

(繰替運用の限度額)

第3条 繰替運用の限度額は、財政調整基金の積立金額の範囲内とし、運用額には10万円未満の端数はつけないものとする。

(繰替運用期間及び繰戻しの方法)

第4条 基金の繰替運用期間は、長野県地方税滞納整理機構財務規則（平成23年1月4日規則第9号）第169条の規定により、運用開始の日から6か月以内とし、歳計現金をもって一括して繰戻ししなければならない。ただし、基金の処分その他必要がしょうじたときは、速やかに繰戻しするものとする。

(繰替運用利率及び利子の繰入れ)

第5条 基金を繰替運用する場合の利率は、繰替運用をする日における長野県地方税滞納整理機構指定金融機関の定期預金の利率の範囲内で広域連合長が定めるものとし、繰替運用金の繰戻しの際に財政調整基金運用利子へ繰入れしなければならない。

(繰替運用金の整理)

第6条 広域連合長は第2条の規定により繰替運用を決定したときは、基金繰替運用金整理簿（様式第2号）により整理しておかなければならない。

附 則

この規則は、令和7年8月12日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

令和 年 月 日起案

決 裁	広域連合長	副連合長	事務局長	総務課長	課員	会計管理者

財政調整基金運用決議書

運 用 金 額	円
基金繰替を必要とする理由	
主な繰替財源	
基金現在残高	
運 用 期 間	自 年 月 日 ～ 至 年 月 日 (日間)
予 定 利 子 額	(利率 %) 円
備 考	

